

平成18年度繰越明許費繰越額について

繰越明許費繰越額

【繰越額】

(単位:千円)

区 分		平成18年度		平成17年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
一 般	公 共 事 業				
	一 般	38	7,518,031	38	10,594,541
	災害復旧	5	3,049,489	7	1,874,239
	計	43	10,567,520	45	12,468,780
	補助事業	2	95,260	6	1,372,360
会 計	単 県 事 業				
	一 般	27	5,463,378	25	4,796,324
	災害復旧	3	441,283	2	346,744
	計	30	5,904,661	27	5,143,068
	一般会計計	75	16,567,441	78	18,984,208
	特別会計	4	977,966	3	1,438,630
	合 計	79	17,545,407	81	20,422,838

【繰越理由】

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
用地買収及び補償交渉の難航に伴うもの	4	830,698
地元関係者等との調整難航に伴うもの	52	12,406,876
繰上げ施行措置に伴うもの (災害復旧予算の内示増に伴うもの)	5	2,775,172
積雪等、異常気象に伴うもの	3	220,611
国の補正に伴うもの	1	200,000
そ の 他	14	1,112,050
合 計	79	17,545,407

総務委員会資料（Ⅰ）

< 6月定例会主要事項 >

	頁
○ 財産の貸付けについて	1
○ 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用 自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部 を改正する条例	3
○ 法人の経営状況（財団法人岡山県国際交流協会）	10

平成19年5月31日

企 画 振 興 部

財産の貸付けについて

財産を次のとおり貸し付けるものとする。

- 1 貸し付ける物件 下記の区分により，別表に表示する物件
 - (1) 建物（付属設備等を含む）等
 - (2) 土地
- 2 賃 貸 料 無 償
- 3 契約の相手方 倉敷市寿町 12 番 1 号
チボリ・ジャパン株式会社
代表取締役社長 坂 口 正 行
- 4 貸 付 期 間 契約締結の日から 1 年間
- 5 契約締結の時期 平成 19 年 7 月 1 日
- 6 契 約 要 領 岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）に準拠

(参 考)

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は，次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～五 略

六 条例で定める場合を除くほか，財産を交換し，出資の目的とし，若しくは支払手段として使用し，又は適正な対価なくしてこれを譲渡し，若しくは貸し付けること。

七～十五 略

2 略

(別 表)

区 分	名 称	数 量	備 考
建物（付属設備等を含む）等	アンデルセンホール	延面積 2,797.35 m ²	
	アンデルセン図書室	〃 63.15 m ²	
倉敷市寿町 200番2 543番	多目的シアター（カルケバレン劇場）	〃 1,328.15 m ²	
	ランドマークタワー（チボリタワー）	〃 838.64 m ²	
	野外劇場（プレーネンステージ）	〃 18.00 m ²	
	子供劇場	〃 75.42 m ²	
	ミュージックパビリオン	〃 73.62 m ²	
	レストルーム	〃 869.79 m ²	9棟
	二次変電室，特高変電室	〃 600.00 m ²	4棟
	管理施設（ゲート棟）	〃 645.21 m ²	
	管理施設（北・南棟）	〃 2,498.32 m ²	
	子供の遊び場	〃 77.97 m ²	
	ランドマークタワー（チボリタワー）展示施設	一式	
	電力設備	一式	
	中央監視制御設備等の設備	一式	
	上水・下水等の配管	一式	
	園路広場	一式	
	照明施設	一式	
	その他雑工作物	一式	
	樹木	一式	
土 地			
倉敷市寿町 200番2 543番 の一部		93,892.03 m ²	

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動
用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

担当課 企画振興部市町村課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 題名を岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に改める。</p> <p>2 岡山県知事の選挙における候補者は、当該候補者に係る供託物が県に帰属することとならない場合に限り、所定の金額の範囲内で、選挙運動のために使用するビラを無料で作成することができることとし、その場合は、県が、当該ビラの作成に係る有償契約の相手方に支払うべき金額を支払うこととする。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>公職選挙法の一部改正にかんがみ、岡山県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成六年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

題名中「使用及びポスターの作成」を「使用等」に改める。

第一条中「第四百四十一条第八項」の下に、「第四百四十二条第十一項」を、「使用」の下に「並びに第四百四十二条第一項第三号のビラ（岡山県知事の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。）」を加える。

第八条を第十一条とする。

第七条中「ところにより算定した」を削り、「第五条後段」を「第八条後段」に改め、同条を第十条とし、第六条を第九条とする。

第五条中「第七条各号」を「第十条各号」に、「同条各号」を「当該各号」に改め、「ところにより算定した」を削り、「第七条に」を「第十条に」に改め、同条を第八条とし、第四条の次に次の三條を加える。

（ビラの作成の公営）

第五条 候補者は、第七条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額にビラの作成枚数（当該作成枚数が、第四百四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成の契約締結の届出）

第六条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に關し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならぬ。

（ビラの作成に関する公費の支払）

第七条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて第四百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第五条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 三十六万五千円と四円八十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、同日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

改正理由

公職選挙法の一部改正にかんがみ、岡山県知事の選挙におけるビラの作成の公営に關し必要な事項を定める等所要の改正を行う必要がある。

議会の議員の選挙の一部無効による再選挙及び岡山県知事の選挙の場合にあつては、当該選挙の行われる区域。第十条において同じ。
（におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える場合には、当該二を乗じて得た数）を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

第九条 略

（ポスターの作成に関する公費の支払）

第十条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第八条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一・二略

第十一条 略

、当該選挙区（岡山県議会の議員の選挙の一部無効による再選挙及び岡山県知事の選挙の場合にあつては、当該選挙の行われる区域。第七条において同じ。）におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数を超える場合には、当該二を乗じて得た数）を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

第六条 略

（ポスターの作成に関する公費の支払）

第七条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第五条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一・二略

第八条 略

する者との間においてビラの作成に關し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（ビラの作成に關する公費の支払）

第七条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第五条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 三十六万五千円と四円八十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

（ポスターの作成の公営）

第八条 候補者は、第十条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙区（岡山県

（ポスターの作成の公営）

第五条 候補者は、第七条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にポスターの作成枚数（当該作成枚数が

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例新旧対照表

新

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第四百十一条第八項、第四百四十二条第十一項及び第四百四十三条第十五項の規定により、岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における法第四百四十一条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第四百四十二条第一項第三号のビラ（岡山県知事の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。）並びに法第四百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスター（同項第四号の二のポスターにあつては、岡山県知事の選挙の場合に限る。以下「ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

(ビラの作成の公営)

第五条 候補者は、第七条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

(ビラの作成の契約締結の届出)

第六条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業と

旧

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第四百十一条第八項及び第四百四十三条第十五項の規定により、岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における法第四百四十一条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第四百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスター（同項第四号の二のポスターにあつては、岡山県知事の選挙の場合に限る。以下「ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

法 律

公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三号

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百四十二条第一項中「及び」を「並びに」に、「第二号まで」を「第三号まで及び第五号から第七号まで」に改め、同項第三号中「通常票書 三万五千枚」の下に、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 十万枚」を加え、「その一」を「その二」に改め、「加えた数」の下に、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万五千枚を十万枚に加えた数(その数が三十万枚を超える場合には、三十万枚)を加え、同項第五号中「長の選挙の場合には」を「長の選挙の場合には」に改め、「三万五千枚」の下に、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 七万枚」を加え、「議員の選挙の場合には」を「議員の選挙の場合には」に改め、同項第六号中「長の選挙の場合には」を「長の選挙の場合には」に改め、「八千枚」の下に、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚」を加え、「議員の選挙の場合には」を「議員の選挙の場合には」に改め、同項第七号中「長の選挙の場合には」を「長の選挙の場合には」に改め、「二千五百枚」の下に、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五千枚」を加え、「議員の選挙の場合には」を「議員の選挙の場合には」に改め、同条第六項中「第二号まで」を「第三号まで及び第五号から第七号まで」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第七項中「第二号まで及び第三号まで」を「第三号まで及び第五号から第七号まで並びに」に改め、同条第八項中「第二号まで」を「第三号まで及び第五号から第七号まで」に改め、同条第九項中「第二号まで、第二項及び」を「第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 都道府県知事の選挙については都道府県は、市長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号、第五号及び第六号のビラの作成について、無料とすることができる。

第二百六十四条第三項中「使用に要する費用」の下に、「第百四十二条第十一項の規定によるビラの作成に要する費用」を加える。

附 則

〔施行期日〕

第一条 この法律は、平成十九年三月二十二日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される地方公共団体の長の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された地方公共団体の長の選挙については、なお従前の例による。

総務大臣 菅 義偉

内閣総理大臣 安倍 晋三

政 令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十四号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令(昭和四十九年政令第百七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

公職選挙法の一部を改正する法律要綱

一 地方公共団体の長の選挙におけるビラの頒布の解禁

(第142条関係)

- 1 地方公共団体の長の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布することができるものとする。こと。
 - (1) 都道府県知事選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 10万枚(当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が1を超える場合には、その1を増すごとに、1万5千枚を10万枚に加えた数(その数が30万枚を超える場合には、30万枚))
 - (2) 指定都市の長の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 7万枚
 - (3) 指定都市以外の市の長の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1万6千枚
 - (4) 町村長の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 5千枚
- 2 都道府県知事選挙については都道府県は、市長選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、1の(1)から(3)までのビラの作成について無料とすることができるものとする。こと。

二 施行期日

(改正法附則第1条関係)

この法律は、平成19年3月22日から施行するものとする。こと。

平成18年度財団法人岡山県国際交流協会事業実績書

1 一般会計

(単位：円)

事業名	事業の概要	事業費
1 国際理解事業	1 国際理解講座（中国、韓国、インド、フランス、トルコほか）を開催した。 2 外国語講座（中国語、インドネシア語ほか）を開催した。 3 海外技術研修員を囲むワンコインカフェを開催した。	1,059,361
2 国際協力・貢献事業	1 海外技術研修員及び海外自治体職員を受け入れた。 2 国際貢献ボランティア養成講座を開催した。 3 国際貢献・協力セミナーを開催した。	19,061,679
3 国際交流推進事業	1 岡山を知ってもらおう交流バスツアーを実施した。 2 岡山フェアウェルパーティーを開催した。	592,378
4 情報提供・外国人支援事業	1 留学生と企業とのマッチング事業を実施した。 2 外国人ボランティア研修を実施した。 3 日本語教室開設支援事業を行った。	2,084,381
5 広報出版事業	会報誌「おかやま国際交流」を発行した。	1,056,978
6 管理運営	財団法人の管理運営を行った。	22,185,479
合 計		46,040,256

2 センター管理特別会計

(単位：円)

事業名	事業の概要	事業費
1 センター管理運営	1 岡山国際交流センターの会議室等の利用許可、料金収入、施設等の維持管理を行った。 2 情報相談コーナーでの外国人等への情報提供及び相談業務、図書資料室の運営を行った。 3 無料法律相談、個別留学相談、国際ボランティア人材バンク運営等の定例的事業を行った。	101,592,070
2 協働事業	団体等との協働により、NGOフェア開催、多言語生活相談、医療通訳ボランティア養成、日本語講座等の事業を企画・実施した。	3,217,577
合 計		104,809,647

平成18年度財団法人岡山県国際交流協会貸借対照表及び収支計算書

1 一般会計

(1) 貸借対照表

平成19年3月31日現在 (単位：円)

資 産 の 部		負 債 及 び 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	65,668,921	流 動 負 債	3,147,352
現 金	3,559,778	未 払 金	2,726,386
預 金	49,732,570	預 り 金	420,966
普 通 預 金	49,732,570	固 定 負 債	4,968,719
未 収 金	161,773	退 職 給 与 引 当 金	4,968,719
棚 卸 資 産	12,214,800		
固 定 資 産	1,032,013,852	正 味 財 産	1,089,566,702
基 本 財 産	1,015,410,500		
預 金	7,393,500		
投 資 有 価 証 券	1,008,017,000		
運 用 財 産	11,634,633		
そ の 他 固 定 資 産	4,968,719		
退 職 給 与 引 当 預 金	4,968,719		
合 計	1,097,682,773	合 計	1,097,682,773

(2) 収支計算書

自 平成18年 4月 1日
至 平成19年 3月31日

(単位：円)

支 出 の 部		収 入 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
事 業 費	23,854,777	基 本 財 産 運 用 収 入	33,186,220
国 際 理 解 事 業 費	1,059,361	運 用 財 産 収 入	21,921
国 際 協 力 ・ 貢 献 事 業 費	19,061,679	運 用 財 産 取 崩 収 入	180,000
国 際 交 流 推 進 事 業 費	592,378	会 費 収 入	1,638,000
情 報 提 供 ・ 外 国 人 支 援 事 業 費	2,084,381	事 業 収 入	3,759,533
広 報 出 版 事 業 費	1,056,978	負 担 金 収 入	2,621,015
財 団 管 理 運 営 費	22,185,479	補 助 金 等 収 入	1,990,000
		受 託 事 業 収 入	18,786,746
次 期 繰 越 収 支 差 額	62,521,569	雑 収 入	864,463
当 期 収 支 差 額	17,007,642		
前 期 繰 越 収 支 差 額	45,513,927	前 期 繰 越 収 支 差 額	45,513,927
合 計	108,561,825	合 計	108,561,825

2 センター管理特別会計

(1) 貸借対照表

平成19年3月31日現在 (単位：円)

資 産 の 部		負 債 及 び 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	29,793,433	流 動 負 債	23,146,840
現 金	904,236	未 払 金	4,894,879
預 金	28,566,775	前 受 金	17,468,275
普 通 預 金	28,566,775	預 り 金	783,686
未 収 金	322,422	正 味 財 産	6,646,593
合 計	29,793,433	合 計	29,793,433

(2) 収支計算書

自 平成18年 4月 1日
至 平成19年 3月31日

(単位：円)

支 出 の 部		収 入 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
センター管理運営費	101,592,070	利用料金収入	56,156,021
事業費	3,217,577	受託事業収入	55,280,000
		雑収入	20,219
次期繰越収支差額	6,646,593		
当期収支差額	6,646,593		
合 計	111,456,240	合 計	111,456,240

平成19年度財団法人岡山県国際交流協会事業計画書

1 一般会計

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
1 国際理解事業	1 国際理解講座(韓国、中国、カナダ、ベトナム)の開催 2 国際理解出前講座の実施 3 海外技術研修員等を囲むワンコインカフェの開催 4 韓国文化体験ツアーの実施	2,013
2 国際協力・貢献事業	1 海外技術研修員の受入れ 2 国際貢献ボランティア養成講座の開催 3 地球市民フェスタinおかやまの開催 4 「まなびピア岡山2007」への出展	20,778
3 国際交流推進事業	1 岡山を知ってもらおう交流バスツアーの実施 2 韓国大学生と韓国語講座受講者との交流事業の実施	562
4 情報提供・外国人支援事業	1 留学生と企業とのマッチング事業の実施 2 海外技術研修員等ネットワークづくり 3 ラジオによる外国人への情報提供事業の実施	6,152
5 広報出版事業	会報誌の発行	1,198
6 管理運営等	1 財団法人の管理運営 2 運用財産積立金	67,696
合	計	98,399

2 センター管理特別会計

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
1 センター管理運営	1 岡山国際交流センターの会議室等の利用許可、料金収入、施設等の維持管理 2 情報相談コーナーにおける外国人等への情報提供及び相談業務、図書資料室の運営 3 無料法律相談、個別留学相談、国際ボランティア人材バンク運営等の定例的事業の実施	109,756
2 協働事業	団体等との協働による国際理解、多文化共生事業の企画・実施	3,760
合	計	113,516

平成19年度財団法人岡山県国際交流協会収支予算書

1 一般会計

(単位：千円)

支出の部				収入の部			
科 目	予 算 額			科 目	予 算 額		
	19年度	18年度	増△減		19年度	18年度	増△減
事業費	30,703	34,674	△3,971	基本財産運用収入	25,908	34,136	△8,228
国際理解事業費	2,013	1,586	427	運用財産収入	5	5	
国際協力・貢献事業費	20,778	23,084	△2,306	運用財産取崩収入	600	600	
国際交流推進事業費	562	746	△184	会費収入	1,700	2,100	△400
情報提供・外国人支援事業費	6,152	3,099	3,053	事業収入	2,774	3,355	△581
広報出版事業費	1,198	6,159	△4,961	負担金収入	469	1,320	△851
財団管理運営費	21,733	21,474	259	補助金等収入	3,700	2,500	1,200
特定預金支出	45,963		45,963	受託事業収入	20,443	22,436	△1,993
退職給与引当金預金支出	450		450	雑収入	655	776	△121
運用財産積立金預金支出	45,513		45,513	前期繰越収支差額	62,521	45,513	17,008
特別会計繰出金		11,880	△11,880				
予備費	20,376	44,713	△24,337				
合 計	118,775	112,741	6,034	合 計	118,775	112,741	6,034

2 センター管理特別会計

(単位：千円)

支出の部				収入の部			
科 目	予 算 額			科 目	予 算 額		
	19年度	18年度	増△減		19年度	18年度	増△減
センター管理運営費	109,756	108,060	1,696	利用料金収入	51,500	46,000	5,500
事業費	3,760	4,821	△1,061	受託事業収入	55,280	55,280	
予備費	2,411	280	2,131	負担金収入	2,500		2,500
				雑収入	1	1	
				一般会計繰入金		11,880	△11,880
				前期繰越収支差額	6,646		6,646
合 計	115,927	113,161	2,766	合 計	115,927	113,161	2,766

経営状況等の概況（県外郭団体）

団体の基本情報（H19.4.1現在）					
名称	財団法人 岡山県国際交流協会		事務所の所在地	岡山市奉還町2丁目2-1	
代表者	理事長 末長 範彦		設立年月日	平成3年3月19日	
基本財産	1,015,410千円	うち県出資金	600,000千円	県出資比率	59.1%
役員	29人	職員	16人	決算時期	3月
設立目的	世界の人々との相互理解と友好親善を深めるとともに、世界の国々との学術文化、スポーツ、経済等の幅広い交流を積極的に推進することにより、国際性豊かな人づくりと世界に開かれた活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、世界の平和と繁栄に貢献する。				
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流の推進に関する事業 ・国際協力、貢献及び海外移住に関する事業 ・国際理解に関する事業 ・外国人に対する情報提供等に関する事業 ・国際観光に関する事業 ・経済交流に関する事業 ・国際交流に関する広報・出版及び調査研究に関する事業 ・岡山国際交流センターの管理運営（H18.4.1から指定管理者） ・その他法人の目的を達成するために必要な事業 				

経営実績と財産の状況（単位：千円）							
	H14	H15	H16	H17	H18	H19(予算)	
当期収入 A	217,534	226,792	192,596	196,681	174,504	165,535	
うち県支出金 B	185,452	182,105	154,967	147,697	74,067	75,723	
県支出金の割合 (B/A)	85.3%	80.3%	80.5%	75.1%	42.4%	45.7%	
当期支出 C	213,761	223,108	184,624	176,172	150,850	211,915	
当期収支差額 (A-C)	3,773	3,684	7,972	20,509	23,654	-46,380	
総資産 D	1,065,111	1,082,628	1,077,116	1,106,758	1,127,476		
主なもの	現金預金	39,478	59,064	55,296	81,364		106,760
	投資有価証券	1,008,736	1,008,736	1,007,623	1,008,017		1,008,017
総負債 E	36,352	38,011	24,706	34,019	31,263		
正味財産 F=D-E	1,028,759	1,044,617	1,052,410	1,072,739	1,096,213		
うち基本金 G	1,015,410	1,015,410	1,015,410	1,015,410	1,015,410		
内部留保 (F-G)	13,349	29,207	37,000	57,329	80,803		
経営実績と財産の状況についての評価	<ul style="list-style-type: none"> ・基本財産の運用益及び県からの委託料によって、安定した経営が行われている。 ・長期借入等の固定負債がなく、また、土地・建物等を保有していないことから、資産価値低下等の懸念もない。 						

役員職員の状況							
		H14	H15	H16	H17	H18	H19
役員	総数	30	29	28	29	29	29
	常勤	1	1	1	1	1	1
	うち県派遣職員						
	非常勤	29	28	27	28	28	28
	うち県職員	3	3	3	3	3	2
職員	総数	20	19	17	17	17	16
	常勤	5	5	5	4	4	3
	うち県派遣職員	1	1				
	非常勤	15	14	12	13	13	13

岡山県からの支出の状況（単位：千円）							
	H14	H15	H16	H17	H18	H19(予算)	
県支出金	185,452	182,105	154,967	147,697	74,067	75,723	
内訳	委託料	185,452	182,105	154,967	147,697	74,067	75,723
	補助金						
	短期貸付金						
その他	長期貸付金（年度末残高）						
	損失補償限度額						
	損失補償契約に係る債務残高						
	債務保証限度額						
	債務保証契約に係る債務残高						

総務委員会資料

◎ 6月定例会主要事項

- 平成18年度繰越計算書

平成19年5月31日

企 業 局

平成18年度岡山県営電気事業会計継続費繰越計算書

(単位:千円)

科目	款	資 本 的 支 出
	項	建 設 仮 勘 定
事業名		発電総合管理事務所(仮称)建設事業
継続費の総額		8 3 6, 0 0 0
平成18年度継続費予算現額	予算計上額	3 8 2, 0 0 0
	前年度繰越額	2 1, 5 5 0
	計	4 0 3, 5 5 0
支払義務発生額		3 3 2, 4 7 3
残 額		7 1, 0 7 7
翌年度繰越額		7 1, 0 7 7
翌年度繰越額に係る財源内訳	国庫補助金	
	企業債	
	損益勘定留保資金	
	中小水力発電開発改良積立金	7 1, 0 7 7

総務委員会資料(Ⅱ)

6月定例会主要事項

- 平成18年度繰越明許費繰越額一覧表 P 1
- 公立大学法人岡山県立大学に係る中期目標を定めることについて P 2
- 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 P 8
- 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例 P 15
- 岡山県職員の退職手当に関する条例及び岡山県公営企業に従事する企業職員の
給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 P 18
- 岡山県税条例の一部を改正する条例 P 23
- 過疎地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例 P 48
- 知事の専決処分した岡山県税条例の一部を改正する条例について P 51
- 知事の専決処分した公立大学法人岡山県立大学が徴収する料金の
上限の認可について P 64
- 岡山県国民保護計画の変更について P 66

平成19年5月31日

総 務 部

平成18年度 繰越明許費 繰越額一覧表

(一般会計)

(単位：千円)

款	項	事業名	繰越 設定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	県債	
総務費	徴税費	県税手続電子化事業	72,677	72,677				72,677
	防災費	安全・安心おかやま 地域防災力強化事業	572,497	527,315			465,300	62,015
合 計			645,174	599,992			465,300	134,692

公立大学法人岡山県立大学に係る中期目標を定めることについて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条及び第78条の規定により、別紙のとおり、公立大学法人岡山県立大学が達成すべき業務運営に関する目標を定める。

(参 考)

地方独立行政法人法抜粋

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期目標等の特例)

第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあり、及び同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6年間」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 略

(別 紙)

公立大学法人岡山県立大学中期目標 (案)

(前文)

岡山県は、県立大学が自主的、自律的な運営のもと、将来にわたって県民の期待にこたえる魅力ある大学として発展するよう、平成19年4月に地方独立行政法人へ移行させ、ここに、平成24年度までの中期目標を指示するものである。

I 基本的な目標、期間等

公立大学法人岡山県立大学は、人間を取り囲むさまざまな環境の中で調和のとれた発展を期し、地域の課題や社会の要請に的確に応えるため、「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する」ことを基本理念とする。

この理念に基づいて、学術の進展と教育の振興を図り、福祉の増進、文化の向上、地域産業の発展等に寄与する研究活動に取り組むとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く知識と高度な技術を身につけた実践力のある人材を育成する。

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成19年4月1日から平成25年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学 部	保健福祉学部 情報工学部 デザイン学部
研究科	保健福祉学研究科 情報系工学研究科 デザイン学研究科

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する」という基本理念のもと、高度な専門性と豊かな人間性を身に付けた人材を育成する。

(1) 教育の成果に関する目標

ア 学士教育

(ア) 保健福祉学部においては、高度で多様な能力を有し、地域社会における人々の健康の増進と福祉の充実に貢献する人材を育成する。

(イ) 情報工学部においては、情報技術を活用して、人間を中心に据えた社会の形成に貢献できる技術者の育成を目指す。

(ウ) デザイン学部においては、あらゆる人間生活の場で、文化面での質を向上させる多様で社会化志向の強いデザイナーを育成する。

イ 大学院教育

(ア) 保健福祉学研究科

【博士前期課程】

保健・医療・福祉分野において、社会の要請に応えうる新しい知識や理論を修得する教育研究を行い、優れた指導者、管理者、実践者等を育成する。

【博士後期課程】

人間の健康問題を生命・栄養・看護・福祉など多方面から科学的に解明するとともに、これら諸分野の学術的な拠点を構築し、保健と福祉に関する諸問題を解決できる高度な見識を備えた教育者、研究者を育成する。

(イ) 情報系工学研究科

【博士前期課程】

情報工学とその関連分野である電子、通信、機械工学等の高度な知識と、柔軟な応用力をもつ技術者、研究者を育成する。

【博士後期課程】

専門分野の深化と統合に留まらず、これを未知の分野に応用し、新たな問題発掘とその解決に指導的な役割を果たせる教育者、研究者、技術者を育成する。

(ウ) デザイン学研究科

【修士課程】

デザイン理論の深化によるデザイン学の確立を目指すとともに、多様化したデザイン環境に対応するため、高度な専門的知識・能力・技術と総合的視野を備えた指導的実務者、研究者としてのデザイナーを育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

ア 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

全学及び各学部・学科並びに大学院各研究科・専攻における入学者受入方針を明確化するとともに、それに対応した入学者選抜試験を実施する。

イ 教育課程

学士課程では、全学教育科目と学部教育科目の間で教育内容の連携を図りながら、時代と社会の様々な要請に的確に対応できる能力を育成する。

大学院課程では、学士課程との連携を保ちながら専攻分野に関する広範な専門知識の研究指導を行い、高度な専門職に従事する人材、研究者を育成する。

ウ 教育方法

学士課程では、専門教育への準備不足の対応としての高大接続教育、入学前教育及び全学教育を充実するなど、授業の理解度を深め、豊かな人間性を培う教育方法を工夫する。

大学院課程では、広い視野に立って、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する人材を養成する観点から、教育目的と修了生像を明確にした研究指導を行う。

エ 成績評価

学生の学修効果を高めるため、成績評価基準の一層の明確化と厳格な成績評価に取り組む。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

ア 教職員の配置等

学生に質の高い教育を実施し、教育目標を効果的に達成するため、適切な教職員配置と専門性の向上に努める。

イ 教育環境の整備

学生の学修効果を高めるため自習環境、附属図書館機能等の教育環境の整備・充実を図る。

ウ 教育の質の改善

学生に質の高い教育を提供するため、授業内容、授業方法等の改善に資する研修、研究を組織的に行う。

2 学生への支援に関する目標

キャンパス・マネージャー（学生企画提言委員）の意見等を生かしながら、学生が有意義な大学生活を送れるよう学生の学習、生活、就職、経済面等に対する支援の充実を図る。

(1) 学習支援、生活支援、就職支援等に関する目標

利用者である学生の視点に立って、学生の自主的な学習活動や課外活動を支援するほか、生活相談、健康管理、就職対策等に係る支援体制の充実を図る。

(2) 経済的支援に関する目標

学資が十分でない学生に対して、学業に専念できるよう経済的な支援の充実を図る。

(3) 留学生に対する配慮に関する目標

国際社会に開かれた大学として、外国人留学生の受入を進めるほか、各種支援の充実に努める。

3 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

ア 教員自らの研究水準を高め、研究成果を国内的及び国際的に広く発信する。

イ 地域の課題や社会の要請に的確に応えるため、県民福祉の増進、文化の向上、産業の発展、地域振興等に寄与する調査研究活動に取り組む。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

教員の研究活動が促進されるとともに、研究成果が地域社会に還元される研究体制等の整備と教員の研究能力の向上に取り組む。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標

(1) 地域貢献に関する目標

地域共同研究機構を窓口として、大学の持つ人的・物的・知的財産を地域に還元する全学横断的な取組を推進する。また、高校と大学との連携を強化する取組を積極的に進める。

(2) 産学官連携の推進に関する目標

地域共同研究機構を核として、大学の研究内容等を情報発信するフォーラムの開催や企業訪問等により、産学官連携の充実を図る。また、岡山TLOと技術移転のための緊密な連携を図りながら、研究成果の地域への還元に努める。

(3) 国際交流に関する目標

国際化に対応する人材を育成するため、国際交流協定を締結している外国の大学との間で、学

生や教員の相互派遣等による教育・研究交流を推進する。

(4) 県内の大学間の連携・協力に関する目標

県内の大学が地元経済界、自治体と連携・協力し、地域の教育・学術研究の充実・発展を図るとともに、産学官連携による活力ある人づくり・街づくりに取り組む大学コンソーシアム岡山の活動に参画する。また、県内の他大学の大学院と連携して、教育・研究を拡充する。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築

戦略的、機動的な大学運営を行うため、理事長（学長）が、その指導力、統率力を発揮して、責任ある意思決定を迅速に行い、全学的な業務を的確に遂行するための仕組みを整える。また、学部等においても、大学全体としての方針に基づいて、それぞれの教育分野の特性にも配慮した運営体制を構築する。

(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進

理事長（学長）のリーダーシップのもと、法人の目的を達成するため、法人が特に力を入れる分野・領域を選定し、競争原理に基づいた効率的な資源配分を行う。

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

大学の活動内容が広く住民に周知され、住民や地域社会の要請が大学運営に適切に反映されるよう、大学情報の積極的な提供、外部有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実など、地域に開かれた大学づくりに資する取組を進める。

(4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進

各種評価制度や監事による業務監査を活用し、継続的な業務運営の改善を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

教育研究活動が、時代の変化や地域社会の要請に柔軟に対応できるよう自己点検・評価や外部評価等を踏まえ、教育研究組織を見直すとともに適切な教員配置を行う。

3 人事の適正化に関する目標

(1) 法人化の特長を生かした弾力的な制度の構築

法人の自主的・自律的な運営により教育研究活動や学外での地域貢献活動を活性化させるため、非公務員型の特長を十分生かし、柔軟で弾力的な制度を構築する。

(2) 能力・業績等を反映する制度の確立

教員の能力・業績等が適切に反映される制度を導入することにより、教員の意欲の向上を図る仕組みを確立し、教員の資質向上、ひいては教育研究の活性化に資する。

(3) 全学的な視点に立ち公正・公平で客観的な制度の構築

学部の枠を越え、全学的な視点に立った戦略的・効果的な教員人事を行うとともに、公正性、透明性、客観性が確保される制度を構築する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標

効率的かつ合理的な事務処理を行うため、事務処理の簡素化、外部委託の活用を含め、事務組織及び業務等について不断の見直しを行う。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の増加に関する目標

(1) 学生納付金

入学金・授業料等の学生納付金は、法人の業務運営における最も基礎的な収入であることを踏まえ、他大学の動向、社会情勢等を勘案し、適正な料金設定を行う。

(2) 外部研究資金等の獲得

教育・研究に係る水準のさらなる向上を目指し、外部研究資金等の獲得に努める。このため、科学研究費補助金をはじめとする文部科学省及び厚生労働省等の競争的研究資金への取組や産学官連携・地域連携による共同研究・受託研究への取組等を進め、外部研究資金等を積極的に導入する。

(3) その他の自己収入確保

大学資源の有効活用により、自己収入確保に向けた取組を推進する。

2 資産の管理運用に関する目標

教育・研究の水準の向上の視点に立って、施設の有効かつ効率的な活用に努めるとともに、適正な維持管理を図る。また、地域貢献の一環として、教育・研究に支障のない範囲で、大学施設の地域開放を拡大する。長期的かつ経営的視点に立った金融資産の効率的・効果的な運用を図る。

3 経費の抑制に関する目標

自律的な大学運営を行う上で、予算の効率的・弾力的執行により、管理的経費の節減を図る。また、教職員一人ひとりのコスト意識の啓発を図る。

V 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

教育研究活動及び業務運営について、大学の自己点検・評価体制を整備し、定期的に自己点検・評価を実施する。また、外部評価を受け、その結果を教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。

2 情報公開の推進に関する目標

公立大学法人としての社会に対する説明責任を果たし、大学運営の透明性を確保するため、広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関する積極的な情報提供に取り組む。

VI その他業務運営に関する重要事項に関する目標

1 施設設備の整備に関する目標

長期的視点に立った施設設備の整備計画を策定し、省エネルギー等にも配慮した整備を推進する。

2 安全衛生管理に関する目標

教育研究現場での安全を確保し、快適な修学環境・職場環境を形成するために、安全衛生管理を計画的に行うとともにその体制を確立する。

3 人権に関する目標

教職員と学生の人権意識の向上を目指した取組を積極的に実施する。

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

担当課 総務部総務学事課ほか5課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 次の条例から日本郵政公社に関する規定を削除する。</p> <p>(1) 岡山県行政情報公開条例 (2) 岡山県個人情報保護条例 (3) 岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例 (4) 岡山県風致地区条例 (5) 岡山県議会情報公開条例 (6) 岡山県議会個人情報保護条例</p> <p>2 次の条例から郵便貯金に関する規定を削除する。</p> <p>(1) 政治倫理の確立のための岡山県知事の資産等の公開に関する条例 (2) 政治倫理の確立のための岡山県議会の議員の資産等の公開に関する条例</p> <p>3 岡山県吏員恩給条例の一部改正 恩給の請求について、郵便事業株式会社が業務を行うこととなった郵便に加えて、信書便についても、送付に要した日数は、時効期間に算入しないこととする。</p> <p>4 次の条例において引用する国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律を国有資産等所在市町村交付金法に改める。</p> <p>(1) 岡山県漁港管理条例 (2) 岡山県港湾施設管理及び利用条例</p> <p>5 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>郵政民営化法等の施行に伴い、日本郵政公社に関する規定を削除する等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(政治倫理の確立のための岡山県知事の資産等の公開に関する条例及び政治倫理の確立のための岡山県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(普通貯金を除く。)」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改める。

一 政治倫理の確立のための岡山県知事の資産等の公開に関する条例(平成七年岡山県条例第三十六号)第二条第一項第四号

二 政治倫理の確立のための岡山県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成七年岡山県条例第四十号)第二条第一項第四号

(岡山県行政情報公開条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「及び日本郵政公社」を削る。

- 一 岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)第七条第二号ハ
- 二 岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)第十六条第三号ハ
- 三 岡山県議会情報公開条例(平成十三年岡山県条例第八十四号)第七条第二号ハ
- 四 岡山県議会個人情報保護条例(平成十七年岡山県条例第七十九号)第十四条第三号ハ

(岡山県吏員恩給条例の一部改正)

第三条 岡山県吏員恩給条例(昭和二十五年岡山県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項を次のように改める。

3 請求が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われた場合においては、送付に要した日数は、時効期間に算入しない。

(岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例の一部改正)

第四条 岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(平成十八年岡山県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「、日本郵政公社」を削り、「農業協同組合及び」を「農業協同組合、」に改め、「貸金業者」の下に「及び郵便局株式会社」を、「店舗」の下に「(郵便局株式会社にあつては、郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第四条第二項第二号の規定により銀行業の代理業務を営む郵便局に限る。)」を加える。

(岡山県漁港管理条例及び岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

- 一 岡山県漁港管理条例(昭和四十年岡山県条例第三十四号)別表第一の一の表
- 二 岡山県港湾施設管理及び利用条例(昭和二十七年岡山県条例第二十一号)別表の一の表

(岡山県風致地区条例の一部改正)

第六条 岡山県風致地区条例(昭和四十五年岡山県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

(政治倫理の確立のための岡山県知事の資産等の公開に関する条例及び政治倫理の確立のための岡山県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

一 政治倫理の確立のための岡山県知事の資産等の公開に関する条例第二条

二 政治倫理の確立のための岡山県議会の議員の資産等の公開に関する条例第二条

改正理由

郵政民営化法等の施行に伴い、日本郵政公社に関する規定を削除する等所要の改正を行う必要がある。

新	旧
<p>2 五 略</p> <p>（資産等報告書等の作成） 第二条 知事は、その任期開始の日（再選挙により知事となった者にあつては、その選挙の期日とし、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十九条の二の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあつては、その当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する当選の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、作成しなればならない。</p> <p>一 三略 四 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 五 貯金及び郵便貯金の額</p>	<p>2 五 略</p> <p>（資産等報告書等の作成） 第二条 知事は、その任期開始の日（再選挙により知事となった者にあつては、その選挙の期日とし、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十九条の二の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあつては、その当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する当選の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、作成しなればならない。</p> <p>一 三略 四 預金（当座預金及び普通預金を除く。）貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金の額</p>

新

旧

（公文書の開示義務）
第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る

公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 略

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ 略

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）、の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独立行政法人の職員及び地方公社の職員である場合を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

（公文書の開示義務）
第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る

公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 略

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ 略

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）、の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が独立行政法人等の職員、公安委員会規則で定める職にある警察職員、地方独立行政法人の職員及び地方公社の職員である場合を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

岡山県吏員恩給条例新旧対照表（第三条関係）

<p>新</p>	<p>第八条 1・2略</p> <p>3 請求が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便により行われた場合においては、送付に要した日数は、時効期間に算入しない。</p>
<p>旧</p>	<p>第八条 1・2略</p> <p>3 時効期間満了前に、適法に請求書を発したことの日本郵政公社による証明があるときは、時効期間内に本属庁に到達しなかつたときでも、これを時効期間内に到達したものとみなす。</p>

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整備に関する条例案要綱

担当課 総務部総務学事課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 次の条例において引用する証券取引法を金融商品取引法に改める。</p> <p>(1) 政治倫理の確立のための岡山県知事の資産等の公開に関する条例</p> <p>(2) 政治倫理の確立のための岡山県議会の議員の資産等の公開に関する条例</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>証券取引法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(政治倫理の確立のための岡山県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第一条 政治倫理の確立のための岡山県知事の資産等の公開に関する条例(平成七年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「株券」の下に「(株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

(政治倫理の確立のための岡山県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第二条 政治倫理の確立のための岡山県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成七年岡山県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「株券」の下に「(株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

改正理由

証券取引法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。

新

旧

（資産等報告書等の作成）

第二条 知事は、その任期開始の日（再選挙により知事となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十九条の二の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、作成しなればならない。

（資産等報告書等の作成）

第二条 知事は、その任期開始の日（再選挙により知事となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十九条の二の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、作成しなればならない。

五 有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

五 金銭信託 金銭信託の元本の額

第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。）種

六 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第

類及び種類ごとの額面金額の総額（株券（株券が発行されて

二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。）種

いがない場合にあつては、株券が発行されていたらとすれば当該

柄及び株数）

2 六 九略

2 七 十略

岡山県職員の退職手当に関する条例及び岡山県公営企業に従事する企業
職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	失業者の退職手当の支給に係る要件を次のように改める。 勤続期間 6月以上 → 12月以上
改正理由	国家公務員退職手当法の一部改正にかんがみ、失業者の退職手当の支給に係る要件を改める必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

岡山県職員の退職手当に関する条例及び岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(岡山県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 岡山県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年岡山県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「六月以上」を「十二月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者をいう。以下この条において同じ。)にあつては、六月以上)」に、「雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)」を「同法」に、「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改め、同条第三項中「六月以上」を「十二月以上(特定退職者にあつては、六月以上)」に改める。

(岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第二条 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十九年岡山県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「六月以上」を「十二月以上(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして公営企業管理者が定める者にあつては、六月以上)」に、「雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)」を「同法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

- 一 第一条の規定による改正後の岡山県職員の退職手当に関する条例第十条第一項及び第三項
- 二 第二条の規定による改正後の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第十三条第四項

改正理由

国家公務員退職手当法の一部改正にかんがみ、失業者の退職手当の支給に係る要件を改める必要がある。

職した職員（第六項又は第八項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第一項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第一項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4
5
17
略
該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第一項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第一項第二号の規定の例によりその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

岡山県職員の退職手当に関する条例新旧対照表（第一条関係）

新

（失業者の退職手当）

第十條 勤続期間十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者をいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）で退職した職員（第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五條第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員を基礎期間の年月数と同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十二條第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十二條第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事に申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一・二略

3 2 略 勤続期間十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）で退

旧

（失業者の退職手当）

第十條 勤続期間六月以上で退職した職員（第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十五條第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数と同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十二條第一項第一号に規定する離職の日と、同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十二條第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一・二略

3 2 略 勤続期間六月以上で退職した職員（第六項又は第八項の規定に

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（第二条関係）

新	旧
<p>(退職手当)</p> <p>第十三条 1～3略</p> <p>4 勤続期間十二月以上（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして公営企業管理者が定める者にあつては、六月以上）で退職した職員が、退職の日後失業している場合において、その者が同法の適用を受けるとしたならば支給を受けることができる同法の規定による失業給付の金額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による失業給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第十三条 1～3略</p> <p>4 勤続期間六月以上で退職した職員が、退職の日後失業している場合において、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の適用を受けるとしたならば支給を受けることができる同法の規定による失業給付の金額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による失業給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p>

岡山県税条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人等が法人課税信託の引受けを行う場合は、県民税の法人税割を課する。 2 法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして県民税の所得割、法人税割等に関する規定を適用する。 3 法人課税信託の受託者に係る県民税の均等割について、固有法人の県民税の法人税割の申告納付と併せて行うこととする。 4 特定信託を法人課税信託に統合し、特定信託所得割を廃止する。 5 個人等が法人課税信託の引受けを行う場合には、事業税の所得割を課する。 6 法人課税信託の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして事業税に関する規定を適用する。 7 租税条約の相手国の社会保障制度に対して支払われた保険料について、個人の県民税の所得控除の対象となる社会保険料とみなす。 8 その他規定の整備を行う。
改正理由	<p>地方税法等の一部改正に伴い、法人課税信託の引受けを行う個人等に県民税の法人税割を課する等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「均等割額によつて」の下に「、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法人課税信託（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第二十九条第二項中「本節」を「この節」に、「行なうもの」を「行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの」に、「を行なう事務所」を「又は法人課税信託の信託事務を行う事務所」に改め、同条第三項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、「収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第四項中「定が」を「定めが」に、「行なう」を「行う」に改め、「含む。」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削る。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第二十九条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）

及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条及び第四十条を除く。第三項から第五項までにおいて同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第六条の三の規定は、前二項の規定をこの節の規定中個人の県民税に関する規定において適用する場合について準用する。

4 法人税法第四条の七の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中法人の県民税に関する規定において適用する場合について準用する。

5 第一項、第二項及び前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第四十条第一項の表 の第一号</p>	<p>資本金等の額</p>	<p>当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第二十九条の二第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第一項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額</p>
<p>第四十条第一項の表 の第二号から第四号</p>	<p>資本金等の額</p>	<p>当該法人に係る固有法人の資本金等の額</p>

まで		
第四十一条第一項	及び均等割額を、	及び当該法人（同条第二十八項に規定する法人を除く。）が固有法人である場合にあつては当該固有法人に係る法人課税信託の受託者が納付すべき均等割額を、

6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者についてのこの節の規定の適用に關しては、令で定めるところによる。

第三十条第二項中「(昭和四十年法律第三十三号)」を削る。

第四十二条の十七中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第四十三条第一項第一号中「及び第三号」を削り、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第五項各号」に改め、「人格のない社団等」の下に「第五項に規定するみなし課税法人」を加え、「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四項中「同じ。」の下に「又は法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受け」を加え、同条に次の一項を加える。

5 法人課税信託の引受けを行う個人（以下この節において「みなし課税法人」という。）には、第三項の規定により個人が行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人が行う事業に対する事業税を課する。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第四十三条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項及び第七項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条を除く。第三項から第五項まで、第七項及び第八項において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 法人税法第四条の七の規定は、受託法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人）について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）又は法人課税信託の受益者について前二項の規定をこの節において適用する場合について準用する。

4 法人税法第四条の八及び第一百五十二条第一項の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中法人の行う事業に対する事業税に関する規定において適用する場合について準用する。

5 所得税法第六条の三の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中個人が行う事業に対する事業税に関する規定において適用する場合について準用する。

6 前条第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものに対しては、付加価値割及び資本割を課することができない。

7 みなし課税法人で受託法人であるものに対しては個人の行う事業に対する事業税を、みなし課税法人で固有法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあっては、当該受託者である個人））について、第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）であるものに対しては法人の行う事業に対する事業税を課することができない。

8 第一項から第四項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第四十七条第一項第一号及び第三項第一号、第四十九条第一項、第四十九条の第二項及び第四項並びに第五十条の第二項</p>	<p>掲げる法人</p>	<p>掲げる法人で固有法人であるもの</p>
<p>第四十七条第一項第三号及び第三項第三号</p>	<p>その他の法人</p>	<p>その他の法人（第四十三条第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）</p>
<p>第四十七条第三項</p>	<p>法人で</p>	<p>受託法人及び三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で</p>
<p>第四十九条第一項第二号</p>	<p>当該法人</p>	<p>当該固有法人</p>

9 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者についてのこの節の規定の適用に關しては、令で定めるところによる。

第四十四条第一号中「及び第三号」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第四十七条第一項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項第一号を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六の率を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六の率を乗じて得た金額

第四十七条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は各特定信託の計算期間が一年に満たない場合」及び「又は第二項」を削り、「第一項中」を「同項中」に改め、「第二項中「年四百万円」とあるのは「四百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年八百万円」とあるのは「八百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とを削り、同項を同条第四項とする。

第四十九条第一項中「若しくは収入割又は各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割」を「又は収入割」に改め、同項第一号中「又は各計算期間」を削り、「第七十二条の二十五第十五項」を「

第七十二条の二十五第十四項」に改め、同項第二号中「又は計算期間」を削る。

第五十条第一項中「あわせて」を「併せて」に、「所得割額若しくは特定信託所得割額」を「若しくは所得割額」に改め、同条第二項中「所得割額又は特定信託所得割額」を「又は所得割額」に改め、同条第三項中「所得割額若しくは特定信託所得割額」を「若しくは所得割額」に改める。

第五十二条の三を削る。

第五十三条の四第一項中「第七十二条の二第九項第一号」を「第七十二条の二第十項第一号」に改め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第五十三条の六第一項第四号中「第七十二条の二第九項第四号、第五号」を「第七十二条の二第十項第五号」に改め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第五十七条の三第一項中「を除く」を「(同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。)を除く」に改める。

附則第六条第一項中「証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託)を「又は証券投資信託(同法第二条第一項第十三号に規定する証券投資信託)に改め、「若しくは特定投資信託(法人税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託をいう。第一号において同じ。)」を削り、「所得税法第九条第一項第十一号」を「同法第九条第一項第十一号」に改め、「又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。第一号において同じ。)の収益の分配」を削り、「所得税法第二十四条」を「同法第二十四条」に改め、同項第一号中「特定株式投資信託」を「又は特定株式投資信託」に改め、「又は特定投資信託」及び「及び特定目的信託の収益の分配」を削る。

附則第六条の三第一項第三号中「第四十一条の二の二」の下に「第四十一条の三の二」を加え、「若しくは第四十一条の十九の二」を「第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三」に改める。

附則第十条の二第二項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号」に改め、同条第三項中「から第三十七条まで」を「第三十七条」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十五号までの造成又は同項第十六号若しくは第十七号」に、「同条第二項第十一号から第十六号」を「同条第二項第十二号から第十七号」に改め、同条第六項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号」に改める。

附則第十条の二の二中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号」に改める。

附則第十一条第四項を次のように改める。

- 4 附則第十条第三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「長期譲渡所得の金額は、租税特別措置法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得」とあるのは「短期譲渡所得の金額は、租税特別措置法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得」と、「附則第十条第一項」とあるのは「附則第十一条第一項」と、「課税長期譲渡所得金額」とあるのは「課税短期譲渡所得金額」と読み替えるものとする。

附則第十一条の二の二第一項中「証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第三号イに掲げる取引」に改める。

附則第十一条の三第六項第二号中「証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法第二十八条第八項第三号イに掲げる取引」に、「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める。

附則第十四条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は各特定信託の各計算期間分」を削り、同条第二項中「又は第二十九条第四項において法人とみなされるもの」を「若しくは第二十九条第四項において法人とみなされるもの、又は第二十九条第一項第四号の二に掲げる者」に、「若しくは各連結事業年度分又は各特定信託の各計算期間分」を「又は各連結事業年度分」に改め、同条第四項中「法人等」の下に「又は第二十九条第一項第四号の二に掲げる者」を加え、同条第五項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は計算期間」を削り、「法人等」の下に「又は第二十九条第一項第四号の二に掲げる者」を加える。

附則第十四条の二を次のように改める。

第十四条の二 削除

附則第十四条の二の二中「同条第四項第二号イ」を「同条第三項第二号」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、「又は第二項」及び「第二項」を削り、「前項第二号イ」を「前項第二号」に改める。

附則第二十三条の次に次の一条を加える。

（保険料を支払った場合等の個人の県民税の課税の特例）

第二十三条の二 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約実施特例法第五条の二第一項に規定する保険料をいう。）については、法第三十四条第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 法第四十五条の二第三項の規定は、前項の納税義務者（同条第一項又は第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条の三、附則第十条の二及び附則第十条の二の二の改正規定 平成二十年四月一日
- 二 第二十九条の改正規定、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第三十条の改正規定、第四十三条の改正規定（同条第一項第一号ロの改正規定（「第二十九条」を「第二十九条」に改める部分に限る。）を除く。）、第四十三条の次に一条を加える改正規定、第四十四条、第四十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定、第五十二条の三を削る改正規定、第五十三条の四、第五十三条の六及び第五十七条の三の改正規定並びに附則第六条、附則第十四条、附則第十四条の二及び附則第十四条の二の二の改正規定並びに次項から附則第七項までの規定 規則で定める日

三 第四十二条の十七の改正規定及び第四十三条第一項第一号口の改正規定（「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）並びに附則第十一条の二及び附則第十一条の三の改正規定 規則で定める日

（信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）第二十九条、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十七条の三及び附則第十四条の二の三の規定は、信託法（平成十八年法律第八号）の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限る）、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含む）、新法信託を除く。）については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

3 新条例第二十九条の二の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる法人課税信託（遺言によってされた信託で法人課税信託に該当するものにあつては同日以後に遺言がされたものに限る、新法信託に該当する法人課税信託を含む。）について適用する。

4 信託法の施行の日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含む、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「旧法」という。）第二十四条の三第一項ただし書に規定する信託を除く。以下この項及び次項において「旧信託」という。）が法人課税信託（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号の二口に掲げる信託を除く。）に該当することとなった場合には、当該旧信託を新条例第二十九条の二第三項において準用する所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下「新所得税法」という。）第六条の三第六号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。

5 旧信託が信託法の施行の日以後に法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二口に掲げる信託に限る。）に該当することとなった場合には、当該信託を新条例第二十九条の二第三項において準用する新所得税法第六条の三第七号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。

6 信託法の施行の日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含む、旧法第七十二条の三第一項ただし書に規定する信託を除く。以下「旧信託」という。）が同日以後に法人課税信託に該当することとなった場合には、当該旧信託を新条例第四十三条の二第三項において準用する所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）第二条の規定による改正後の法人税法第四条の七第九号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。

7 新条例附則第六条第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が信託法の施行の日以後に同項に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前にこの条例による改正前の岡山県税条例附則第六条第一項に規定する配当所得を有することとなる場合については、なお従前の例による。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う

県民税に関する経過措置)

8 新条例附則第二十三条の二第一項の規定は、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、法人課税信託の引受けを行う個人等に県民税の法人税割を課する等
所要の改正を行う必要がある。

各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額及び清算所得	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の七・九

と、同条第三項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項又は前項」と、「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「と」とする」とあるのは「と」とし、前項第二号中「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする」とする。

（保険料を支払った場合等の個人の県民税の課税の特例）

第二十三条の二 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約実施特例法第五条の二第一項に規定する保険料をいう。）については、法第三十四条第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 法第四十五条の二第三項の規定は、前項の納税義務者（同条第一項又は第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合に於いて準用する。この場合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額及び清算所得	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の七・九

と、同条第四項第二号イ中「百分の六・六」とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」と、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「第一項、第二項又は前項」と、「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「と」とする」とあるのは「と」とし、前項第二号イ中「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする」とする。

項において法人とみなされるもの、又は第二十九条第一項第四号の二に掲げる者であつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（法第二十三条第四号の二に規定する個別帰属法人税額をいう。第四項において同じ。）が年千五百万円（法人税法第七十一条第一項（同法第四百五条において準用する場合を含む。）又は第八十八条の規定により法人税に係る申告書を提出する義務のある法人が当該申告に係る法第五十三条第一項前段の規定による県民税の申告書を提出する場合にあつては、七百五十万円。第四項において同じ。）以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割及び清算所得に係る法人税割の額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に五・八分の〇・八を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

3 略

4 第二項の規定を適用する場合において、二以上の都道府県内に事務所又は事業所を有する法人等又は第二十九条第一項第四号の二に掲げる者の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年千五百万円以下であることの判定は、法第五十七条第一項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

5 事業年度又は連結事業年度が一年に満たない法人等又は第二十九条第一項第四号の二に掲げる者に対する第二項の規定の適用については、同項中「年千五百万円」とあるのは、「千五百万円に当該法人税額又は当該個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。

6 略

第十四条の二 削除

（法人の事業税の税率の特例）

第十四条の二の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第四十七条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得 百分の六・六

とあるのは

において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（法第二十三条第四号の二に規定する個別帰属法人税額をいう。第四項において同じ。）が年千五百万円（法人税法第七十一条第一項（同法第四百五条において準用する場合を含む。）又は第八十八条の規定により法人税に係る申告書を提出する義務のある法人が当該申告に係る法第五十三条第一項前段の規定による県民税の申告書を提出する場合にあつては、七百五十万円。第四項において同じ。）以下のものに対する各事業年度分若しくは各連結事業年度分又は各特定信託の各計算期間分の法人税割及び清算所得に係る法人税割の額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に五・八分の〇・八を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

3 略

4 第二項の規定を適用する場合において、二以上の都道府県内に事務所又は事業所を有する法人等の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年千五百万円以下であることの判定は、法第五十七条第一項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

5 事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間が一年に満たない法人等に対する第二項の規定の適用については、同項中「年千五百万円」とあるのは、「千五百万円に当該法人税額又は当該個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。

6 略

（旧特定目的会社に係る事業税の課税の特例）

第十四条の二 第四十三条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号口中「特定目的会社」とあるのは、「特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社を含む。）」とする。

（法人の事業税の税率の特例）

第十四条の二の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第四十七条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得 百分の六・六

とあるのは

前条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2・3略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十一条の三 1～5略

6 特定株式を平成十二年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡(次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令で定める期間が三年を超える場合に限る。)をした場合における附則第十一条の二第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令で定めるところにより計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

一略

二 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合、その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡(金融商品取引法第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。)で租税特別措置法第三十七条の十一第一項第一号に規定する金融商品取引業者への売委託に基づくもの又は当該金融商品取引業者に対するもの

7略

(県民税の法人税割の税率の特例)

第十四条 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで(以下この項において「特例期間」という。)の間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割及び特例期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割(清算中の各事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。次項において「清算所得に係る法人税割」という。)の税率は、第三十九条の規定にかかわらず、百分の五・八とする。

2 前項の場合において、県内に事務所又は事業所を有する法人等のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。次項において同じ。)若しくは第二十九条第四

る規定を適用する。

2・3略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十一条の三 1～5略

6 特定株式を平成十二年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡(次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令で定める期間が三年を超える場合に限る。)をした場合における附則第十一条の二第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令で定めるところにより計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

一略

二 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合、その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡(証券取引法第二十条に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。)で租税特別措置法第三十七条の十一第一項第一号に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するもの

7略

(県民税の法人税割の税率の特例)

第十四条 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで(以下この項において「特例期間」という。)の間に終了する各事業年度分若しくは各連結事業年度分又は各特定信託の各計算期間分の法人税割及び特例期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割(清算中の各事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。次項において「清算所得に係る法人税割」という。)の税率は、第三十九条の規定にかかわらず、百分の五・八とする。

2 前項の場合において、県内に事務所又は事業所を有する法人等のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。次項において同じ。)又は第二十九条第四項に

4 附則第十条第三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「長期譲渡所得の金額は、租税特別措置法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得」とあるのは「短期譲渡所得の金額は、租税特別措置法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得」と、「附則第十条第一項」とあるのは「附則第十一条第一項」と、「課税長期譲渡所得金額」とあるのは「課税短期譲渡所得金額」と読み替えるものとする。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第十一条の二 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれれみなして、この条及び

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 法第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、法第二十四条の五第一項第二号、法第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三十三条の規定の適用については、法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

二 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十二条第四項によつて準用される同法第三十一条第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三 法第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)及び第三十一条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

四 第三十三条から第三十三条の三まで、附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

五 法附則第三条の三の規定に適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第十一条の二 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(証券取引法第二十条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれれみなして、この条及び前条の規定その他の県民税に關す

者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の七まで、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第二項の規定の適用を受けた者から同項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十五号までの造成又は同項第十六号若しくは第十七号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が第二項に規定する期間内に同条第二項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該第二項の規定の適用を受けた者に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該譲渡についてその該当することとなつたことを証する省令で定める書類を交付しなければならない。

5 略

6 第二項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、当該期間を経過した日から四月以内に、省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

7 略

(阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例)

第十条の二の二 前条第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成七年十二月三十一日であるものに限る。)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で令で定める場合において、平成八年一月一日から起算して二年以内の日で令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが事実であると認められることにつき省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該令で定める日までの期間を前条第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

第十一条 1〜3略

者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条の九の三の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第二項の規定の適用を受けた者から同項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が第二項に規定する期間内に同条第二項第十一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該第二項の規定の適用を受けた者に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該譲渡についてその該当することとなつたことを証する省令で定める書類を交付しなければならない。

5 略

6 第二項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、当該期間を経過した日から四月以内に、省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

7 略

(阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例)

第十条の二の二 前条第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成七年十二月三十一日であるものに限る。)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で令で定める場合において、平成八年一月一日から起算して二年以内の日で令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが事実であると認められることにつき省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該令で定める日までの期間を前条第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

第十一条 1〜3略

第六条の三 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一・二略

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の三の二、第四十一条の十八、第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 5略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例）

第十条の二 1略

2 前項の規定は、昭和六十三年から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなる）が事実であると認められることにつき省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務

第六条の三 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下この条において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一・二略

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 5略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例）

第十条の二 1略

2 前項の規定は、昭和六十三年から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなる）が事実であると認められることにつき省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務

附則

(個人の県民税の配当控除)

第六条 知事は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得(剰余金の配当(所得税法第九十二条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この項において同じ。)、利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。第一号において同じ。)、剰余金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。))又は証券投資信託(同法第二条第一項第十三号に規定する証券投資信託をいう。第一号及び第二号において同じ。))の収益の分配(同法第九条第一項第十号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。))に係る同法第二十四条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第九条第一項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は特定株式投資信託(租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託をいう。以下この号及び次号において同じ。))の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の一・二(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、百分の〇・六)に相当する金額

二・三略

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

附則

(個人の県民税の配当控除)

第六条 知事は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得(剰余金の配当(所得税法第九十二条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この項において同じ。))、利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。第一号において同じ。))、剰余金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。))、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第一号及び第二号において同じ。))若しくは特定投資信託(法人税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託をいう。第一号において同じ。))の収益の分配(所得税法第九条第一項第十一号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。))又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律第十三項に規定する特定目的信託をいう。第一号において同じ。))の収益の分配に係る所得税法第二十四条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第九条第一項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託(租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託をいう。以下この号及び次号において同じ。))又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の一・二(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、百分の〇・六)に相当する金額

二・三略

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

(個人の課税標準の経理区分の義務)

第五十三条の四 法第七十二条の二第十項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務がある者は、当該個人の事業から生ずる所得について、法第七十二条の四十九の八第一項ただし書の規定によつて当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されない部分とその他の部分とに経理を区分して行わなければならない。

2 法第七十二条の四第二項各号に掲げる事業を行う個人が、事業税の課税事業を併せて行う場合にあつては、課税事業に係る収入金額に関する経理と非課税事業に係る収入金額に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならない。

(個人の事業税の税率等)

第五十三条の六 個人が行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 一三略

四 第三種事業のうち法第七十二条の二第十項第五号及び第七号に掲げる事業を行う個人 所得に百分の三の率を乗じて得た金額

2 前項の規定により区分された事業を併せて行う場合における同項各号に掲げる税率を適用すべき所得は、当該個人の事業の所得をそれぞれの事業につき法第七十二条の四十九の八第一項から第三項までの規定によつて計算した所得金額にあん分して算定するものとする。

(地方消費税の納税義務者等)

第五十七条の三 地方消費税は、事業者(法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下同じ。)の行つた課税資産の譲渡等(法第七十二条の七十八第一項に規定する課税資産の譲渡等をいう。)については、当該事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者(同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。)を除く。)に対し、譲渡割によつて、課税貨物については、当該課税貨物を保税地域から引き取る者に対し、貨物割によつて課する。

三 其の引継ぎを行つた法人の名称

四 其の引継ぎの日

五 その引継ぎの理由

六 その他参考となるべき事項

(個人の課税標準の経理区分の義務)

第五十三条の四 法第七十二条の二第九項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務がある者は、当該個人の事業から生ずる所得について、法第七十二条の四十九の八第一項ただし書の規定によつて当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されない部分とその他の部分とに経理を区分して行わなければならない。

2 法第七十二条の四第二項各号に掲げる事業を行う個人が、事業税の課税事業をあわせて行う場合にあつては、課税事業に係る収入金額に関する経理と非課税事業に係る収入金額に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならない。

(個人の事業税の税率等)

第五十三条の六 個人が行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 一三略

四 第三種事業のうち法第七十二条の二第九項第四号、第五号及び第七号に掲げる事業を行う個人 所得に百分の三の率を乗じて得た金額

2 前項の規定により区分された事業をあわせて行う場合における同項各号に掲げる税率を適用すべき所得は、当該個人の事業の所得をそれぞれの事業につき法第七十二条の四十九の八第一項から第三項までの規定によつて計算した所得金額にあん分して算定するものとする。

(地方消費税の納税義務者等)

第五十七条の三 地方消費税は、事業者(法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下同じ。)の行つた課税資産の譲渡等(法第七十二条の七十八第一項に規定する課税資産の譲渡等をいう。)については、当該事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)に対し、譲渡割によつて、課税貨物については、当該課税貨物を保税地域から引き取る者に対し、貨物割によつて課する。

三〇五略

2〇5略

(知事の調査による所得割等の更正及び決定)

第五十条 知事は、電気供給業、ガス供給業若しくは保険業を行う法人、連結申告法人(法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。)、法第七十二条の二十三第一項ただし書の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告書又は修正申告に係る収入金額、所得若しくは清算所得又は収入割額若しくは所得割額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

2 知事は、前項の法人が申告書を提出しなかった場合(法第七十二条の二十六第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。) においては、その調査によつて収入金額、所得又は清算所得及び収入割額又は所得割額を決定するものとする。

3 知事は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した収入金額、所得若しくは清算所得又は収入割額若しくは所得割額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正するものとする。

4・5略

三〇五略

2〇5略

(知事の調査による所得割等の更正及び決定)

第五十条 知事は、電気供給業、ガス供給業若しくは保険業を行う法人、連結申告法人(法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。)、法第七十二条の二十三第一項ただし書の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告書又は修正申告に係る収入金額、所得若しくは清算所得又は収入割額、所得割額若しくは特定信託所得割額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

2 知事は、前項の法人が申告書を提出しなかった場合(法第七十二条の二十六第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。) においては、その調査によつて収入金額、所得又は清算所得及び収入割額、所得割額又は特定信託所得割額を決定するものとする。

3 知事は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した収入金額、所得若しくは清算所得又は収入割額、所得割額若しくは特定信託所得割額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正するものとする。

4・5略

(特定信託の契約の締結等の届出)

第五十二条の三 法人は、特定信託の契約(一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約)を締結した場合には、その締結の日以後二月以内に次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 その特定信託の名称
 - 二 その特定信託の契約の締結の日
 - 三 その特定信託の計算期間
 - 四 その他参考となるべき事項
- 2 法人は、特定信託の信託事務の引継ぎを受けた場合には、その引継ぎの日以後二月以内に次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 一 その特定信託の名称
 - 二 その特定信託の計算期間

(法人の事業税の申告納付)

第四十九条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割(第四十三条第一項第一号イに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。)又は収入割を次に掲げる期間内に申告納付しなければならぬ。

一 法第七十二条の二十五第一項又は第七十二条の二十八第一項に規定する法人にあつては、各事業年度終了の日から二月以内。ただし、法第七十二条の二十五第二項(同条第六項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。))及び法第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに法第七十二条の二十五第十四項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。))において適用する場合を含む。又は第四項(法第七十二条の二十五第七項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。))及び法第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに法第七十二条の二十五第十四項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。))の規定により知事(二以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所所在地の都道府県知事。以下この号において同じ。)の承認を受けた場合にあつてはその指定した日まで、法第七十二条の二十五第三項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。))の規定により知事の承認を受けた場合にあつては各事業年度終了の日から三月以内(特別の事情により各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、知事が指定した月数の期間内)、法第七十二条の二十五第五項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。))の規定により知事の承認を受けた場合にあつては各事業年度終了の日から四月以内(法第七十二条の二十五第五項に規定する特別の事情により各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、知事が指定した月数の期間内)

二 法第七十二条の二十六第一項に規定する法人(同条第七項の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、当該法人の当該事業年度の開始の日から六月を経過した日から二月以内

とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

(法人の事業税の申告納付)

第四十九条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割(第四十三条第一項第一号イに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。)若しくは収入割又は各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割を次に掲げる期間内に申告納付しなければならぬ。

一 法第七十二条の二十五第一項又は第七十二条の二十八第一項に規定する法人にあつては、各事業年度又は各計算期間終了の日から二月以内。ただし、法第七十二条の二十五第二項(同条第六項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。))及び法第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに法第七十二条の二十五第十五項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。))において適用する場合を含む。又は第四項(法第七十二条の二十五第七項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。))及び法第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに法第七十二条の二十五第十五項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。))の規定により知事(二以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所所在地の都道府県知事。以下この号において同じ。)の承認を受けた場合にあつてはその指定した日まで、法第七十二条の二十五第三項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。))の規定により知事の承認を受けた場合にあつては各事業年度終了の日から三月以内(特別の事情により各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、知事が指定した月数の期間内)、法第七十二条の二十五第五項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。))の規定により知事の承認を受けた場合にあつては各事業年度終了の日から四月以内(法第七十二条の二十五第五項に規定する特別の事情により各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、知事が指定した月数の期間内)

二 法第七十二条の二十六第一項に規定する法人(同条第七項の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、当該法人の当該事業年度又は計算期間の開始の日から六月を経過した日から二月以内

2) 略

3) 三以上の都道府県において事務所又は事業所（以下この節において「事務所等」という。）を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 第四十三条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
イ〜ハ略

二 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六の率を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六の率を乗じて得た金額

4) 事業年度が一年に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項中「年四百万円」とあるのは「四百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年八百万円」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

3) 略

4) 三以上の都道府県において事務所又は事業所（以下この節において「事務所等」という。）を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 第四十三条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
イ〜ハ略

二 各特定信託の各計算期間の所得に百分の九・六の率を乗じて得た金額

三 特別法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六の率を乗じて得た金額

ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の六・六の率を乗じて得た金額

三 その他の法人 次に掲げる金額の合計額
イ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六の率を乗じて得た金額
ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の九・六の率を乗じて得た金額
事業年度が一年に満たない場合又は各特定信託の計算期間が一年に満たない場合における第一項又は第二項の規定の適用については、第一項中「年四百万円」とあるのは「四百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年八百万円」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、第二項中「年四百万円」とあるのは「四百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年八百万円」とあるのは「八百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。

二 その他の法人 次の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額	
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の七・三
各特定信託の各計算期間の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の九・六

第四十九條第一 項第二号	当該法人	当該固有法人
-----------------	------	--------

9 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者についてのこの節の規定の適用に関しては、令で定めるところによる。

(法人の事業税の課税標準)

第四十四條 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

- 一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
- イ〜ハ略

二 略

(法人の事業税の税率等)

第四十七條 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一〜三略

(法人の事業税の課税標準)

第四十四條 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
- イ〜ハ略

二 略

(法人の事業税の税率等)

第四十七條 法人の行う事業（特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一〜三略

2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の六・六

この節の規定中法人の行う事業に対する事業税に関する規定において適用する場合について準用する。

5 所得税法第六条の三の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中個人の行う事業に対する事業税に関する規定において適用する場合について準用する。

6 前条第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものに対しては、付加価値割及び資本割を課することができない。

7 みなし課税法人で受託法人であるものに対しては個人の行う事業に対する事業税を、みなし課税法人で固有法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人）について、第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）であるものに対しては法人の行う事業に対する事業税を課することができない。

8 第一項から第四項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第四十七条第一項第一号及び第二項第一号、第三項第一号、第四十九条第一項、第四十九条の二第一項及び第五十條の二第一項</p>	<p>掲げる法人</p>	<p>掲げる法人で固有法人であるもの</p>
<p>第四十七条第一項第三号及び第三項第三号</p>	<p>その他の法人</p>	<p>その他の法人（第四十三条第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）</p>
<p>第四十七条第三項</p>	<p>法人で</p>	<p>受託法人及び三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で</p>

項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）
第二条第三項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の
額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの
所得割額

二
略

2・3
略

4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業（令第
十五条に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）又は法人課税信託（法人
税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ
。）の引受けを行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）は
、法人とみなして、この節の規定を適用する。

5 法人課税信託の引受けを行う個人（以下この節において「みなし課税法人」とい
う。）には、第三項の規定により個人が行う事業に対する事業税を課するほか、法人と
みなして、法人が行う事業に対する事業税を課する。
（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第四十三条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に
属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この
項から第三項までにおいて同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外
の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項及び第七項において同じ。）ごとに
、それぞれ別の者とみなして、この節（前条を除く。第三項から第五項まで、第七項
及び第八項において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定
によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 法人税法第四条の七の規定は、受託法人（法人課税信託の受託者である法人（その
受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人）について、前二項の規
定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適
用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）又は
法人課税信託の受益者について前二項の規定をこの節において適用する場合について
準用する。

4 法人税法第四条の八及び第一百五十二条第一項の規定は、第一項及び第二項の規定を

動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会
社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下
のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 特定信託の受託者である法人が行う信託業（特定信託に係るものに限る。） 特
定信託所得割額

三
略

2・3
略

4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業（令第
十五条に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）を行うもの（当該社団又
は財団で収益事業を廃止したものを含む。）は、法人とみなして、この節の規定を適
用する。

第四十一条第一項	及び均等割額を	及び当該法人（同条第二十八項に規定する法人を除く。）が固有法人である場合にあっては当該固有法人に係る法人課税信託の受託者が納付すべき均等割額を、
----------	---------	--------------------------------------------------------------------------

6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者についてのこの節の規定の適用に関しては、令で定めるところによる。

(所得割の課税標準)
第三十条 1略

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二条第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)
第四十二条の十七 選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の第三

三項第一号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものを株式等譲渡所得割の特別徴収義務者に指定する。

(事業税の納税義務者等)
第四十三条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲

げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。
一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第五項各号に掲げる法人、法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等、第五項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二

(所得割の課税標準)
第三十条 1略

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二条第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)
第四十二条の十七 選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の第三

三項第一号に規定する証券業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものを株式等譲渡所得割の特別徴収義務者に指定する。

(事業税の納税義務者等)
第四十三条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲

げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。
一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十九項に規定する投資法人及び資産の流

受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。

5 略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第二十九条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条及び第四十条を除く。第三項から第五項までにおいて同じ。)の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第六条の三の規定は、前二項の規定をこの節の規定中個人の県民税に関する規定において適用する場合について準用する。

4 法人税法第四条の七の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中法人の県民税に関する規定において適用する場合について準用する。

5 第一項、第二項及び前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第四十条第一項の表の第一号</p>	<p>資本金等の額</p>	<p>当該法人に係る固有法人(法人課税信託の受託者である法人について、第二十九条の二第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第一項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。)の資本金等の額</p>
<p>第四十条第一項の表の第二号から第四号まで</p>	<p>資本金等の額</p>	<p>当該法人に係る固有法人の資本金等の額</p>

5 略
本節中法人に関する規定をこれに適用する。

新

(納税義務者等)

第二十九条 県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて、第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて課する。

一 四略

四の二 法人課税信託（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号の

二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

五 七略

2 法第二十五条第一項第二号に掲げる者で収益事業（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）第七条の四に規定する事業をいう。以下この節において同じ。）を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに対する県民税は、前項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

3 法人税法第二条第六号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人を含む。）のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税割を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）又は法人課税信託の引

旧

(納税義務者等)

第二十九条 県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて、第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて課する。

一 四略

五 七略

2 法第二十五条第一項第二号に掲げる者で収益事業（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）第七条の四に規定する事業をいう。以下本節において同じ。）を行なうものに対する県民税は、前項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業を行なう事務所又は事業所を有するものに課する。

3 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人を含む。）のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税割を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行なうもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）は、法人とみなして、

過疎地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する

条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	過疎地域において、引き続き特別償却設備の設置者に係る事業税等の課税免除を行うことができることとする。
改正理由	過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、引き続き事業税等の課税免除を行うことができることとする必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備 考	

過疎地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の特例に関する条例（昭和四十五年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の過疎地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成十九年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（免除申請書の提出期限の特例）

2 新条例第二条の規定の適用を受けようとする同条第一項に規定する特別償却設備設置者（以下「特別償却設備設置者」という。）で、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「そ及適用期間」という。）に同項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、その者の最初の同条第六項の免除申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

3 新条例第三条の規定の適用を受けようとする特別償却設備設置者で、そ及適用期間内に同条第一項に規定する家屋及びその敷地である土地を取得したものについては、その者の同条第三項の免除申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

（事業計画書の提出期限の特例）

4 新条例第二条、第三条又は第四条の規定の適用を受けようとする特別償却設備設置者で、そ及適用期間内に新条例第二条第一項に規定する特別償却設備の新設又は増設に着手したものについては、その者の新条例第五条の規定により提出すべき事業計画書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して十五日を経過した日とする。

5 新条例第二条、第三条又は第四条の規定の適用を受けようとする特別償却設備設置者で、施行日から施行日以後十五日を経過した日までの間に新条例第二条第一項に規定する特別償却設備の新設又は増設に着手したものについては、その者の新条例第五条の規定により提出すべき事業計画書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、当該着手の日から起算して十五日を経過した日とする。

改正理由

過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、引き続き事業税等の課税免除を行うことができることとする必要がある。

過疎地域における県税の特例に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第二条 知事は、過疎法第二条第二項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日(次項及び次条第二項において「公示日」という。)から平成二十一年三月三十一日までの間に、特別償却設備(過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十二年自治省令第二十号)第一条第一号イに規定する特別償却設備をいう。以下同じ。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)については、その者の申請により、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。次項において同じ。)のうち、当該設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて算定した額に対して課する事業税を免除することができる。</p> <p>一・二略</p> <p>256略</p>	<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第二条 知事は、過疎法第二条第二項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日(次項及び次条第二項において「公示日」という。)から平成十九年三月三十一日までの間に、特別償却設備(過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十二年自治省令第二十号)第一条第一号イに規定する特別償却設備をいう。以下同じ。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)については、その者の申請により、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。次項において同じ。)のうち、当該設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて算定した額に対して課する事業税を免除することができる。</p> <p>一・二略</p> <p>256略</p>

知事の専決処分した岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，平成19年3月30日別紙のとおり岡山県税条例の一部を改正する条例（平成19年岡山県条例第30号）を専決処分したので，同条第3項の規定により，これを報告し，承認を求める。

（参考）

地方自治法抜粋

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき，第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき，普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき，又は議会において議決すべき事件を議決しないときは，当該普通地方公共団体の長は，その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前2項の規定による処置については，普通地方公共団体の長は，次の会議においてこれを議会に報告し，その承認を求めなければならない。

(別紙)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九條第一項の規定により知事が処分した岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月三十日

岡山県知事 石井正弘

岡山県条例第三十号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項中「同条第四十四項」を「同条第四十五項」に改め、同条第二項中「、第四十項及び第四十一項」を「及び第四十項から第四十二項まで」に改める。

第五十八條第二項中「住宅金融公庫、」を削り、同条第七項中「本条中」を「この条において」に、「あわせて」を「併せて」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第八項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第十一項中「本項」を「この項」に改める。

第五十八條の二第二項第三号中「、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者更生援護施設又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による知的障害者援護施設」を「又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)による障害者支援施設」に改める。

第七十二條中「八百九十八円」を「千七十四円」に改める。

第六十二條第一項第一号及び第二号中「網・わな猟免許又は」を削り、同項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 八千二百円

四 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第二十三條第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 五千五百円

附則第六條の二中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第十一條の二の三第二項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第十一條の三第六項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第十一條の三の二第二項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

附則第十四條の六第一項中「住宅金融公庫、」を削る。

附則第十七條第一項及び第十七條の二第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第十七條の五第一項を削り、同条第二項中「平成十八年七月一日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条とする。

附則第十九條第二項中「附則第十七條の六第一項に規定する電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるもの」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第四項中「道路運送車両法

第四十条第三号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「総務省令」を「省令」に、「前二項」を「前三項」に、「ものを」を「ものにあつては、百分の二」を「に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「内燃機関」を「次に掲げる特定自動車（内燃機関）」に、「第二条第十項」を「第二条第十四項」に、「（以下この項において「特定自動車」という）」を「をいう。以下この項において同じ」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車バス、トラックその他の総務省令で定めるものである場合にあつては百分の二・七を、当該特定自動車乗用車その他の総務省令で定めるものである場合にあつては百分の一・八（当該取得が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の二）」に改め、同項各号を次のように改める。

一 車両総重量が三・五トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年特定軽量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ 附則第十七条の六第四項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年特定重量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を

超えないもので総務省令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

附則第二十條の二第一項中「総務省令」を「省令」に、「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同条第二項中「総務省令」を「省令」に、「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第六十二条第一項の改正規定は、同月十六日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 施行日前にされたこの条例による改正前の岡山県税条例第五十八条第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第十九条第四項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成十九年八月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車」とする。

(狩猟税に関する経過措置)

7 新条例第六十二条第一項の規定は、平成十九年四月十六日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で省令で定めるものにあつては、百分の二を控除した率とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第二十條の二 附則第十七條の六第四項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同項に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので省令で定めるものの取得(附則第十九條第二項から第四項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第三百三十六條第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

2 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるものの取得(附則第十九條第二項から第四項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第三百三十六條第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

3 略

は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で総務省令で定めるものを控除した率とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第二十條の二 附則第十七條の六第四項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同項に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものの取得(附則第十九條第二項又は第三項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第三百三十六條第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

2 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものの取得(附則第十九條第二項若しくは第三項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第三百三十六條第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

3 略

十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた場合に於ては、百分の二)をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの(以下この号において「平成十七年特定軽量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ 附則第十七条の六第四項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同項に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの(以下この号において「平成十七年特定重量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

5) 車両総重量が三・五トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)(のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(前三項又は附則第二十条の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年

一 当該特定自動車がバス、トラックその他の省令で定めるものである場合 百分の二・七

二 当該特定自動車が前号に規定するもの以外の特定制自動車である場合 百分の二・七

4) 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)(のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(前二項又は附則第二十条の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一(窒素酸化物又

る率から百分の二・七を控除した率とする。

3| 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

4| 次に掲げる特定自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大气污染防治法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、当該特定自動車がバス、トラックその他の総務省令で定めるものである場合にあっては百分の二・七を、当該特定自動車が乗用車その他の総務省令で定めるものである場合にあっては百分の一・八（当該取得が平成

から百分の二・七を控除した率とする。

3| 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大气污染防治法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるもの（以下この項において「特定自動車」という。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略

(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に係る土地の取得に対して課する不動産取得税の減額等)

第十七条の二 知事は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二条第一項に規定する入会権者又は同条第三項に規定する旧慣使用权者が同法第十二条又は第二十三条第一項の規定により令で定める土地を取得した場合において、これらの者が当該取得の日から引き続き三年以上当該土地について当該土地に係る同法第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二條第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が昭和六十二年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一・二略

2 略

(たばこ税の税率の特例)

第十七条の五 たばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第七十二条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき五百一十円とする。

相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略

(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に係る土地の取得に対して課する不動産取得税の減額等)

第十七条の二 知事は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二条第一項に規定する入会権者又は同条第三項に規定する旧慣使用权者が同法第十二条又は第二十三条第一項の規定により令で定める土地を取得した場合において、これらの者が当該取得の日から引き続き三年以上当該土地について当該土地に係る同法第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二條第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一・二略

2 略

(たばこ税の税率の特例)

第十七条の五 平成十八年七月一日以後に第七十一条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第七十二条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千七百四十円とする。

2 平成十八年七月一日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第七十二条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき五百一十円とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第十九条 1略

2 附則第十七条の六第一項に規定する電気自動車等の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率

き所有していた期間として令で定める期間が三年を超える場合に限り、)をした場合における附則第十一条の二第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令で定めるところにより計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

一・二略

7 略

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第十一条の三の二 平成十六年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に行われた第二十九条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第四十二条の十五の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十四条の六 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十八条第二項ただし書若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第六十六条第一項第四号の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 略

(心身障害者を多数雇用する事業所の取得に対して課する不動産取得税の減額等)

第十七条 知事は、心身障害者を多数雇用するものとして令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で令で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が平成元年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一

所有していた期間として令で定める期間が三年を超える場合に限り、)をした場合における附則第十一条の二第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令で定めるところにより計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

一・二略

7 略

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第十一条の三の二 平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に行われた第二十九条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第四十二条の十五の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十四条の六 住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十八条第二項ただし書若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第六十六条第一項第四号の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 略

(心身障害者を多数雇用する事業所の取得に対して課する不動産取得税の減額等)

第十七条 知事は、心身障害者を多数雇用するものとして令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で令で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が平成元年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一

五略

2 略

附則

(配当割の税率の特例)

第六条の二 平成十六年一月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に支払を受けるべき特定配当等（租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三十項の規定の適用を受けるものを除く。）の額に係る配当割の税率は、第四十二条の十の規定にかかわらず、百分の三とする。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例）

第十一条の二の三 平成十六年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等（以下この項及び次条第二項において「上場株式等」という。）の譲渡のうち同法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、附則第十一条の二第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えられた同条第四項第二号の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・二に相当する額とする。

2 略

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第十一条の三 15略

6 特定株式を平成十二年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き

三略

2 略

附則

(配当割の税率の特例)

第六条の二 平成十六年一月一日から平成二十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき特定配当等（租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三十項の規定の適用を受けるものを除く。）の額に係る配当割の税率は、第四十二条の十の規定にかかわらず、百分の三とする。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例）

第十一条の二の三 平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等（以下この項及び次条第二項において「上場株式等」という。）の譲渡のうち同法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、附則第十一条の二第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えられた同条第四項第二号の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・二に相当する額とする。

2 略

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第十一条の三 15略

6 特定株式を平成十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き

ることができるとを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令で定める日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

(不動産取得税の課税免除)

第五十八条の二 1略

2 次に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税の課税を免除する。

一・二略

三 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護施設、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による児童福祉施設、老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)による老人福祉施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)による障害者支援施設を設置する者以外の者が、無償で当該設置する者に帰属させる目的をもつてその施設の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得

(たばこ税の税率)

第七十二条 たばこ税の税率は、千本につき千七百四十円とする。

(狩猟税の税率)

第六十二条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの
一万六千五百円

二 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 一万千円

三 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 八千二百円

四 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 五千五百円

ことができるとを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令で定める日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

(不動産取得税の課税免除)

第五十八条の二 1略

2 次に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税の課税を免除する。

一・二略

三 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護施設、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による児童福祉施設、老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)による老人福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者更生援護施設又は知的障害者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)による知的障害者援護施設を設置する者以外の者が、無償で当該設置する者に帰属させる目的をもつてその施設の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得

(たばこ税の税率)

第七十二条 たばこ税の税率は、千本につき八百九十八円とする。

(狩猟税の税率)

第六十二条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 一万六千五百円

二 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 一万千円

最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。)が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から六月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

3〜6略

7 家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分でそれらの部分以外の部分(以下この条において「主体構造部」という。)と一体となつて家屋として効用を果しているものについては、主体構造部の取得者以外の者がこれを取り付けたものであつても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をも併せて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課する。この場合においては、主体構造部の取得者が納税通知書の交付を受けた日から三十日以内に附帯設備に属する部分の取得者と協議の上、当該不動産取得税の課税標準となるべき価額のうち附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を申し出たときは、その部分の価額に基づいて附帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものとし、主体構造部の所有者に課した不動産取得税の税額から附帯設備の取得者に課した不動産取得税の税額に相当する額を減額するものとする。

8 前項前段の規定により家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、同項後段の規定の適用があることとなつたときは、家屋の主体構造部の取得者の申請に基づいて、同項後段の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

9・10略

11 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第百条の二の規定によつて管理する土地(以下この項において「保留地予定地等」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができると及び当該公告の日(翌日)に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は当該公告の日(翌日)に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益する

、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。)が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から六月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

3〜6略

7 家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分でそれらの部分以外の部分(以下本条中「主体構造部」という。)と一体となつて家屋として効用を果しているものについては、主体構造部の取得者以外の者がこれを取り付けたものであつても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をも併せて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課する。この場合においては、主体構造部の取得者が納税通知書の交付を受けた日から三十日以内に附帯設備に属する部分の取得者と協議の上、当該不動産取得税の課税標準となるべき価額のうち附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を申し出たときは、その部分の価額に基づいて附帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものとし、主体構造部の所有者に課した不動産取得税の税額から附帯設備の取得者に課した不動産取得税の税額に相当する額を減額するものとする。

8 前項前段の規定により家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、同項後段の規定の適用があることとなつたときは、家屋の主体構造部の取得者の申請に基づいて、同項後段の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

9・10略

11 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第百条の二の規定によつて管理する土地(以下本項において「保留地予定地等」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができると及び当該公告の日(翌日)に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は当該公告の日(翌日)に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益する

新	旧
<p>(法人等の県民税の申告納付)</p> <p>第四十一条 法第五十三条第一項、第五項及び第二十八項に規定する法人は、同条第四十五項の規定の適用がある場合を除き、法人税に係る申告書を提出する期限又は法人税に係る修正申告によつて増加した法人税額若しくは法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額を納付すべき日までに法人税割額及び均等割額を、同条第二項に規定する連結法人は、同項ただし書又は同条第四十五項の規定の適用がある場合を除き、同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に法人税割額及び均等割額を、同条第四項に規定する法人及び連結子法人は、同項の規定による納期限までに法人税割額及び均等割額を、同条第二十四項に規定する法人等は、毎年四月三十日までに均等割額を、同条第二十七項に規定する法人は、遅滞なく法人税割額及び均等割額をそれぞれ申告納付しなければならない。ただし、当該期限後においても、次条第一項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、申告納付することができる。</p> <p>2 法人が、その支払を受ける利子等につき、利子割額を課されたときは、当該利子割額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から法第五十三条第三十二項から第三十五項まで及び第四十項から第四十二項までの規定により控除し、又は還付し、若しくは充当する。</p> <p>(不動産取得税の納税義務者等)</p> <p>第五十八条 1略</p> <p>2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡(独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。)に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後</p>	<p>(法人等の県民税の申告納付)</p> <p>第四十一条 法第五十三条第一項、第五項及び第二十八項に規定する法人は、同条第四十四項の規定の適用がある場合を除き、法人税に係る申告書を提出する期限又は法人税に係る修正申告によつて増加した法人税額若しくは法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額を納付すべき日までに法人税割額及び均等割額を、同条第二項に規定する連結法人は、同項ただし書又は同条第四十四項の規定の適用がある場合を除き、同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に法人税割額及び均等割額を、同条第四項に規定する法人及び連結子法人は、同項の規定による納期限までに法人税割額及び均等割額を、同条第二十四項に規定する法人等は、毎年四月三十日までに均等割額を、同条第二十七項に規定する法人は、遅滞なく法人税割額及び均等割額をそれぞれ申告納付しなければならない。ただし、当該期限後においても、次条第一項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、申告納付することができる。</p> <p>2 法人が、その支払を受ける利子等につき、利子割額を課されたときは、当該利子割額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から法第五十三条第三十二項から第三十五項まで、第四十項及び第四十一項の規定により控除し、又は還付し、若しくは充当する。</p> <p>(不動産取得税の納税義務者等)</p> <p>第五十八条 1略</p> <p>2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡(住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。)に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は</p>

知事の専決処分した公立大学法人岡山県立大学が 徴収する料金の上限の認可について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，平成19年4月1日別紙のとおり公立大学法人岡山県立大学が徴収する料金の上限に係る認可を専決処分したので，同条第3項の規定により，これを報告し，承認を求める。

（参考）

地方独立行政法人法抜粋

（料金）

第23条 地方独立行政法人は，その業務に関して料金を徴収するときは，あらかじめ，料金の上限を定め，設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも，同様とする。

2 設立団体の長は，前項の認可をしようとするときは，あらかじめ，議会の議決を経なければならない。

料 金 の 種 類		公立大学法人岡山県立大学が徴収する料金の上限 (円)	
検 定 料	学部学生	17,000	
	大学院学生	30,000	
	科目等履修生	9,800	
	研究生	9,800	
	転学、編入学、再入学者	30,000	
入 学 料	学部学生	県内者	188,000
	大学院学生	県外者	282,000
	科目等履修生	県内者	18,800
		県外者	28,200
	研究生	県内者	56,400
		県外者	84,600
授 業 料	学部学生 (年額)	535,800	
	大学院学生		
	科目等履修生 (1単位)	14,800	
	特別聴講学生 (1単位)	14,800	
	研究生 (月額)	29,700	
学位審査手数料		57,000	
証明書交付手数料	修学、成績、卒業等	370	
	その他	750	
情報公開及び個人情報開示に伴う文書の写しの交付手数料	文章、図画、写真	単色刷 (枚)	10
		多色刷 (枚)	50
		その他 (枚)	要する費用
	ビデオテープ (巻)	110	
	録音テープ (巻)	90	
	電磁的記録	印刷物 (枚)	10
F D (巻)		20	

岡山県国民保護計画の変更について（報告）

岡山県国民保護計画を別冊のとおりに変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第6項及び第8項の規定により報告します。

（参考）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）抜粋
（都道府県の国民の保護に関する計画）

第34条 都道府県知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2～5 略

6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

7 略

8 第3項から前項までの規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。 以下 略